

技役員の減少や交通安全に配慮した新コースに変更したところであり、本年度も実行委員会と協議を行いながら開催に向けて取り組んでいきます。

また、恒例となっている「吉岡地区合同運動会」は、町内会及び学校と連携し、継続して開催します。



▲吉岡地区合同運動会

(5) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び利用者の意見を聞きながら、安全で快適に利用できる施設運営に努めていきます。

また、昨年度より検討しております3つの社会体育施設の指定管理者制度導入については、さらに調査研究及び町内事業者等との協議を行いながら、平成32年度からの実施に向けて検討してまいります。

5 芸術文化、文化財

(1) 文化団体

町民に潤いと安らぎを提供していくため、文化団体協議会と連携を図りながら、運営や事業活動の推進を支援してまいります。

(2) 文化イベントなど

町民文化祭は、文化団体協議会や学校・保育所・幼稚園と協議しながら、企画から運営までを支援し、より多くの来場者を目指した開催運営に努めてまいります。

全町民に対して、音楽を始めとした芸術文化に触れる機会の提供に取り組んでいきます。小学生には、渡島西部四町の

広域事業として取り組んでいる四町芸術鑑賞を開催し、生の舞台公演を体験する機会を提供します。

(3) 文化財

先人が残した財産として貴重な文化財については、文化財保護法の趣旨に基づき各保存団体等と連携し保存・伝承・公開に努め、町民に文化財等保護の必要性を啓発してまいります。

チロップ館は、昨年12月に管理要綱を制定し、本年2月末から、社会教育施設として運営しているところです。これまで収蔵していた埋蔵遺跡や古民具等を広く一般に展示公開し、教養調査、研究及びレクリエーションに役立ててまいります。



▲学芸員による文化財の説明

また、福島町に関係する偉人たちの歩んできた道を振り返り、郷土に対する愛着や誇り、郷土をさらに発展させようとする意欲を育てることを目的とした「歴史図書」の発刊に向け、本年度は福島町史研究会会員を中心とした編集委員会を設置した上で、全体構成の検討及び原稿素案の執筆等に取り組んでいきます。

事業費については、編集委員会とも協議のうえ、補正予算での対応を予定しているところです。最終的な完成は平成31年度とし、町民等への配付を平成32年度に置き取り組んでいきます。

国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定されている松前神楽については、本年1月19日に開催された国の文化審議会の審議・議決を受けて、文部科学大臣に答申がなされたところです。これにより「松前神楽」は、正式に国の重要無形民俗文化財に指定される運びとなり、その保護団体は福島町松前神楽保存会他4団体で所在地も福島町他26市町と広範囲に及ぶものですが、松前神楽北海道連合保存会並びに福島町松前神楽保存会とも連携を図りながら、さらなる伝承・公開に取り組んでいきます。



▲そばの花鑑賞会での松前神楽

6 福島町教育大綱

平成27年12月に町長の主宰する総合教育会議で決定した「福島町教育大綱（H28～H31）」については、各施策の取組状況を検証しながら取り組んでまいります。

以上、総合計画における主な施策の概要を申し上げましたが、表記以外の各事業につきましては、概ね前年度に引き続き続いた内容を計画していますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。平成30年度教育行政執行方針とします。